



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県訓練手当支給規則の一部を改正する規則（雇用労政課） 2

告 示

- 騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課） ... 2
- 振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課） ... 3
- 騒音に係る環境基準の地域類型の指定の一部を改正する告示（環境保全課） 4
- 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課） ... 6
- 一般廃棄物処理施設の設置許可申請（環境整備課） 7
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉・援護課） 8
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の所在地の変更の届出（福祉・援護課） 8
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課） ... 9
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定（福祉・援護課） 9
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定（福祉・援護課） ... 11
- 生活保護法による介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関の指定（福祉・援護課） 11
- 救急病院の告示（医務課） 12
- 県営土地改良事業に係る換地処分（村づくり計画課） 12
- 公共測量の実施の通知（農地水利課） 12
- 公共測量の実施の終了の通知（農村整備課） 12
- 民有保安林の指定（森林緑地課） 12
- 民有保安林の指定の解除（森林緑地課） 13
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） 13
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課） 13
- 公共測量の実施の終了の通知（都市計画・モノレール課） 13
- 市街地再開発組合の定款の変更の認可（都市計画・モノレール課） 13
- 沖縄県証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課） 14

公 告

- 特定漁港漁場整備事業計画の変更の案の縦覧（漁港漁場課） 14
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（会計課） 14
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立総合教育センター） ... 15
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立総合教育センター） 16

訓 令

- 法律顧問設置規程の一部を改正する訓令（総務私学課） 17
- 税務事務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（税務課） 18
- 北部職員住宅等管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（税務課） 18
- 所有者不明土地管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（管財課） 18

海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項 19

選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 25
- 正 誤
- 平成22年 8月10日付け公報定期第3876号中訂正 26

規 則

沖縄県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年 3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第7号

沖縄県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

沖縄県訓練手当支給規則（昭和52年沖縄県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項ただし書中「第5号」を「第4号」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条第4項の規定は、平成22年1月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 雇用保険法の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第42条第1項の規定の適用がある者に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第181号

昭和54年沖縄県告示第95号（騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の一部を次のように改正し、平成23年7月1日から施行する。

平成23年 3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

第1表うるま市の項を次のように改める。

うるま市	第1種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 付表のうるま市の項の1の地域	工業地域 付表のうるま市の項の2の地域	第2図のうち実線で表示した区域
------	-------------	---	---	------------------------	-----------------

第1表浦添市の項を次のように改める。

浦添市	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域 付表の浦添市の項の1の地域	第5図のうち実線で表示した区域
-----	----------------------------	---	-------------------------	-----------------------	-----------------

第1表与那原町の項を次のように改める。

--	--	--	--	--	--

与那原町	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域	第15図のうち実線で表示した区域
------	----------------------------	---	-------------------------	------	------------------

第1表北谷町の項を次のように改める。

北谷町	第1種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域		第17図のうち実線で表示した区域
-----	-------------	---	-------------------------	--	------------------

第1表西原町の項を次のように改める。

西原町	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域	近隣商業地域 準工業地域	付表の西原町の項の1の地域	第19図のうち実線で表示した区域
-----	----------------------------	--	-----------------	---------------	------------------

第1表の付表うるま市の項を次のように改める。

うるま市	1	うるま市の地域のうち、与那城平宮の全部
	2	うるま市の地域のうち、宇州崎及び勝連南風原の各一部

第1表の付表沖縄市の項の次に次のように加える。

浦添市	1	浦添市の地域のうち、牧港三丁目及び字西原の各一部
-----	---	--------------------------

第1表の付表南城市の項を次のように改める。

南城市	1	南城市の地域のうち、佐敷津波古、佐敷小谷、佐敷新里、佐敷兼久、佐敷佐敷、佐敷手登根、佐敷伊原、佐敷屋比久、佐敷仲伊保及び佐敷富祖崎の各一部
-----	---	---

第1表の付表中城村の項の次に次のように加える。

西原町	1	西原町の地域のうち、字徳佐田の一部
-----	---	-------------------

沖縄県告示第182号

昭和54年沖縄県告示第96号（振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の一部を次のように改正し、平成23年7月1日から施行する。

平成23年3月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

第1表浦添市の項を次のように改める。

浦添市	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域	第2種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第2種住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 付表の浦添市の項の 1の地域	第5図のうち 実線で表示した区域
-----	---	--	--	---------------------

第1表与那原町の項を次のように改める。

与那原町	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域	第2種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第2種住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	第15図のうち 実線で表示した区域
------	---	--	---------------------------------	----------------------

第1表北谷町の項を次のように改める。

北谷町	第1種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第2種住居地域	第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第17図のうち 実線で表示した区域
-----	--	----------------------------------	-------------------------	----------------------

表1表西原町の項を次のように改める。

西原町	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域	第2種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第2種住居地域	近隣商業地域 準工業地域 付表の西原町の項の 1の地域	第19図のうち 実線で表示した区域
-----	--	--	--------------------------------------	----------------------

第1表の付表うるま市の項を次のように改める。

うるま市	1	うるま市の地域のうち、与那城平宮の全部 うるま市の地域のうち、宇州崎及び勝連南風原の各一部
------	---	--

第1表の付表沖縄市の項の次に次のように加える。

浦添市	1	浦添市の地域のうち、牧港三丁目及び字西原の各一部
-----	---	--------------------------

第1表の付表南城市の項を次のように改める。

南城市	1	南城市の地域のうち、佐敷字津波古、佐敷字小谷、佐敷字新里、佐敷字兼久、佐敷字佐敷、佐敷字手登根、佐敷字伊原、佐敷字屋比久、佐敷字仲伊保及び佐敷字富祖崎の各一部
-----	---	---

第1表の付表中城村の項の次に次のように加える。

西原町	1	西原町の一部のうち、字徳佐田の一部
-----	---	-------------------

平成11年沖縄県告示第293号（騒音に係る環境基準の地域類型の指定）の一部を次のように改正し、平成23年7月1日から施行する。

平成23年3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

表うるま市の項を次のように改める。

うるま市	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 与那城平宮の全部 字州崎及び勝連南風原の各一部	第2図のうち実線で表示した区域
------	---	-----------------------------	---	-----------------

表浦添市の項を次のように改める。

浦添市	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 牧港三丁目及び字西原の各一部	第5図のうち実線で表示した区域
-----	--	-----------------------------	---	-----------------

表南城市の項を次のように改める。

南城市	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域	第1種住居地域 第2種住居地域 佐敷字津波古、佐敷字小谷、佐敷字新里、佐敷字兼久、佐敷字佐敷、佐敷字手登根、佐敷字伊原、佐敷字屋比久、佐敷字仲伊保及び佐敷字富祖崎の各一部	工業地域	第8図のうち実線で表示した区域
-----	-----------------------------	---	------	-----------------

表与那原町の項を次のように改める。

与那原町	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	第15図のうち実線で表示した区域
------	--	-----------------------------	---------------------------------	------------------

表北谷町の項を次のように改める。

北谷町	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第17図のうち実線で表示した区域
-----	--	-----------------------------	-------------------------	------------------

表西原町の項を次のように改める。

西原町	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域 第2種住居地域	近隣商業地域 準工業地域 字徳佐田の一部	第19図のうち実線で表示した区域
-----	--	--------------------	----------------------------	------------------

沖縄県告示第184号

平成18年沖縄県告示第246号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）を次のように改正し、平成23年7月1日から施行する。

平成23年3月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

第1表うるま市の項及び南城市の項を次のように改める。

うるま市	臭気指数	A区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 石川、石川伊波、与那城中央、与那城平安座、与那城桃原、勝連平敷屋及び勝連南風原の各一部	第1図のうち実線で表示した区域
		B区域	準工業地域 工業地域 工業専用地域 与那城平宮の1番、2番及び3番 字大田、字豊原、字前原、字塩屋、字川田、与那城照間及び与那城勢理客の全部 石川伊波、石川嘉手苺、石川山城、石川楚南、石川東恩納、字上江洲、字栄野比、字昆布、字天願、字川崎、字宇堅、字赤野、字安慶名、字西原、字兼箇段、字赤道、字平良川、字宮里、字江洲、字高江洲、喜仲四丁目、字仲嶺、字田場、字具志川、勝連南風原、勝連平安名、勝連内間、勝連浜、勝連比嘉、勝連津堅、与那城西原、与那城、与那城屋慶名、与那城饒辺、与那城池味、与那城宮城及び与那城伊計の各一部	
		C区域	A区域及びB区域を除くうるま市の区域	
南城市	臭気指数	A区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 佐敷字津波古、佐敷字小谷、佐敷字新里、佐敷字兼久、佐敷字佐敷、佐敷字手登根、佐敷字富祖崎、佐敷字仲伊保、佐敷字伊原、佐敷字屋比久及び大里字古堅の各一部	第2図のうち実線で表示した区域
		B区域	工業地域 大里字古堅、大里字大里、大里字仲間、大	

		里字高平、大里字稲嶺及び大里字嶺井の各一部
	C区域	A区域、B区域及び久高島を除く南城市の区域

第1表北谷町の項を次のように改める。

北谷町	特定悪臭物質	A区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域	第7図のうち実線で表示した区域
		B区域	準工業地域	

第1表西原町の項を次のように改める。

西原町	特定悪臭物質	A区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 近隣商業地域 県道38号線沿いの一部	第9図のうち実線で表示した区域
		B区域	準工業地域 工業専用地域	

沖縄県告示第185号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、申請書その他関係書類を縦覧に供する。

平成23年3月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名 琉球セメント株式会社 沖縄県浦添市西洲二丁目2番地2 代表取締役 西村聡
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所 沖縄県名護市字安和1008番地
- 3 一般廃棄物処理施設の種類 焼却施設
- 4 処理する一般廃棄物の種類 可燃ごみ
- 5 申請年月日 平成22年12月21日
- 6 縦覧場所 沖縄県文化環境部環境整備課、沖縄県北部福祉保健所及び名護市市民環境部環境衛生課
- 7 縦覧の期間及び時間 平成23年3月25日（金曜日）から同年4月25日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- 8 意見書の提出 当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、平成23年5月9日（月曜日）までに、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。意見書には、提出者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに生活環境の保全上の見地からの意見を日本語で記載して、沖縄県文化環境部環境整備課又は沖縄県北部福祉保健所に提出すること。

沖縄県告示第186号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成23年 3 月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
アイ歯科	中城村字当間63番地	平成22年12月 1 日
パールクリニック	那覇市牧志 3 丁目12番 4 号高泉ビル 5 F	平成22年12月25日
クリーン歯科クリニック	那覇市首里久場川町 2 丁目131番地102号	平成23年 1 月 5 日
すこやか薬局上間店	那覇市字上間336番地 7 の 4	平成23年 2 月 1 日
ハーブ薬局	那覇市首里久場川町 2 丁目96番18号	平成23年 2 月 1 日
ひらばやし歯科	那覇市古島 2 丁目11番 3 号 1 F	平成23年 2 月 1 日
医療法人寿仁会クリニック絆	那覇市寄宮 2 丁目 1 番18号	平成23年 2 月 1 日
たつや脳神経外科	那覇市首里久場川町 2 丁目96番18号メディカルプラザ 3 F	平成23年 2 月 4 日

沖縄県告示第187号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成23年 3 月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ワーカーズコープかふう	那覇市首里山川町 3 丁目 8 番23号辺戸名101	那覇市古島 1 丁目24番 3 号譜久原ビル101	那覇市首里山川町 3 丁目 8 番23号辺戸名101	平成22年 9 月 1 日

2 福祉用具貸与

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ワーカーズコープかふう	那覇市首里山川町 3 丁目 8 番23号辺戸名101	那覇市古島 1 丁目24番 3 号譜久原ビル101	那覇市首里山川町 3 丁目 8 番23号辺戸名101	平成22年 9 月 1 日

3 特定福祉用具販売

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ワーカーズコープかふう	那覇市首里山川町 3 丁目 8 番23号辺戸名101	那覇市古島 1 丁目24番 3 号譜久原ビル101	那覇市首里山川町 3 丁目 8 番23号辺戸名101	平成22年 9 月 1 日

4 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日

ワーカーズコープかふう	那覇市首里山川町3丁目8番23号辺戸名101	那覇市古島1丁目24番3号譜久原ビル101	那覇市首里山川町3丁目8番23号辺戸名101	平成22年9月1日
-------------	------------------------	-----------------------	------------------------	-----------

5 介護予防福祉用具貸与

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ワーカーズコープかふう	那覇市首里山川町3丁目8番23号辺戸名101	那覇市古島1丁目24番3号譜久原ビル101	那覇市首里山川町3丁目8番23号辺戸名101	平成22年9月1日

6 特定介護予防福祉用具販売

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ワーカーズコープかふう	那覇市首里山川町3丁目8番23号辺戸名101	那覇市古島1丁目24番3号譜久原ビル101	那覇市首里山川町3丁目8番23号辺戸名101	平成22年9月1日

沖縄県告示第188号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成23年3月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
さかした歯科クリニック	那覇市松川2丁目5番9号	平成22年12月7日

沖縄県告示第189号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年3月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
訪問介護事業所園	宮古島市平良字東仲宗根763番地19	平成23年1月4日
やんばるヘルパーステーション	名護市字宇茂佐1737番地	平成23年1月17日

2 居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
のはら元気クリニック	那覇市銘苅3丁目21番21号	平成22年12月1日
すこやか薬局上間店	那覇市字上間336番地7の4	平成23年2月1日

3 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
指定通所介護事業所ゆくいば	那覇市字古波蔵394番地1	平成23年2月1日

デイサービス一歩 高志穂	読谷村字高志保115番地 1	平成23年 2月 1日
デイサービスセンター比謝川の里ロータリー	嘉手納町字嘉手納290番地 4	平成23年 2月 1日
デイサービス花笠	宜野湾市野嵩三丁目33番11号	平成23年 2月 7日

4 通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
医療法人和楽会にこにこデイケア	那覇市壺川 2丁目11番 2号	平成22年12月 1日

5 認知症対応型通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ふれあいデイサービス宇栄原	那覇市宇栄原 2丁目16番15号	平成22年12月15日

6 小規模多機能型居宅介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
小規模多機能居宅介護事業所あしみじ具志の家	那覇市具志 2丁目14番13号	平成23年 1月18日
指定小規模多機能型居宅介護事業所花日和 2号館	那覇市字古波蔵394番地 1	平成23年 1月25日

7 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
訪問介護事業所園	宮古島市平良字東仲宗根763番地19	平成23年 1月 4日
やんばるヘルパーステーション	名護市字宇茂佐1737番地	平成23年 1月17日

8 介護予防居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
すこやか薬局上間店	那覇市字上間336番地 7の 4	平成23年 2月 1日

9 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ケアサービスセンター希愛	沖縄市登川二丁目 7番 4号	平成22年12月 1日
通所介護サービスふくよか	与那原町字与那原431番地	平成22年12月 1日
指定通所介護事業所ゆくいば	那覇市字古波蔵394番地 1	平成23年 2月 1日
デイサービスセンター比謝川の里ロータリー	嘉手納町字嘉手納290番地 4	平成23年 2月 1日

10 介護予防通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
医療法人和楽会にこにこデイケア	那覇市壺川 2丁目11番 2号	平成22年12月 1日

11 介護予防認知症対応型通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ふれあいデイサービス宇栄原	那覇市宇栄原2丁目16番15号	平成22年12月15日

12 介護予防小規模多機能型居宅介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
小規模多機能居宅介護事業所あしみじ具志の家	那覇市具志2丁目14番13号	平成23年1月18日
指定小規模多機能型居宅介護事業所花日和2号館	那覇市字古波蔵394番地1	平成23年1月25日

沖縄県告示第190号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年3月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
訪問介護事業所園	宮古島市平良字東仲宗根763番地19	平成23年1月4日

沖縄県告示第191号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年3月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 福祉用具貸与

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
社会福祉法人沖縄偕生会福祉用具貸与・販売事業所	那覇市首里石嶺町4丁目389番地	平成22年10月1日

2 介護予防福祉用具貸与

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
社会福祉法人沖縄偕生会福祉用具貸与・販売事業所	那覇市首里石嶺町4丁目389番地	平成22年10月1日

3 特定福祉用具販売

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
社会福祉法人沖縄偕生会福祉用具貸与・販売事業所	那覇市首里石嶺町4丁目389番地	平成22年10月1日

4 特定介護予防福祉用具販売

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
社会福祉法人沖縄偕生会福祉用具貸与・販売事業所	那覇市首里石嶺町4丁目389番地	平成22年10月1日

事業所		
-----	--	--

沖縄県告示第192号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。
平成23年 3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
琉球大学医学部附属病院	中頭郡西原町字上原207番地	国立大学法人琉球大学	平成23年 2月 1日	平成26年 1月31日

沖縄県告示第193号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、糸満市喜屋武第2地区県営畑地帯総合整備事業に係る換地処分をした。
平成23年 3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第194号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
平成23年 3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市平良字松原地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成23年 3月22日から同年 4月25日まで
- 3 作業種類 公共測量（松原南地区は場整備計画図作成）

沖縄県告示第195号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。
平成23年 3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市城辺字西里添地内
- 2 公共測量を実施した期間 平成23年 1月 5日から同年 3月 3日まで
- 3 作業種類 公共測量（西中地区農地保全整備計画図作成）

沖縄県告示第196号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。
平成23年 3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 保安林の所在場所 南城市佐敷字佐敷与那嶺原882番・字佐敷根堂原1001番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第197号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成23年3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡南大東村字南496番1・496番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 発電施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第198号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成19年沖縄県告示第226号で同意の認定をした座間味加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成23年3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第199号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 組合の名称 宜野湾市佐真下土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 宜野湾市野嵩一丁目1番1号
- 3 施行地区 宜野湾市宇佐真下赤田地原及び西原の各一部、宇真栄原水玉屋原及び上茶原の各一部、宇大謝名東原、久永地原及び軍花原の各一部並びに字我如古比屋田原の一部
- 4 事業施行期間 昭和57年12月9日から平成25年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 昭和57年12月3日
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長及び資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 平成23年3月2日

沖縄県告示第200号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、八重瀬町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成23年3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 八重瀬町字伊覇、字上田原、字東風平及び字友寄のそれぞれ一部
- 2 公共測量を実施した期間 平成23年1月25日から同年2月24日まで
- 3 作業種類 公共測量（街区・画地出来形確認測量）

沖縄県告示第201号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年 3 月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 組合の名称 牧志・安里地区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地 那覇市牧志3丁目13番17号
- 3 施行地区 那覇市牧志2丁目、牧志3丁目、安里1丁目及び安里2丁目の各一部
- 4 事業施行期間 平成19年10月9日から平成24年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 平成18年12月19日
- 6 変更の内容 参加組合員に「DH牧志特定目的会社（東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内）」を追加する。
- 7 変更認可の年月日 平成23年3月14日

沖縄県告示第202号

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）第13条第1項の規定により、沖縄県証紙売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

平成23年 3 月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

氏名	住所	売りさばき所の所在地	取消し年月日
下地一明	浦添市字港川512番地の19	浦添市字港川512番地の19	平成23年3月11日

公 告

泡瀬地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更する予定であるので、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第11項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を縦覧に供する。

平成23年 3 月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類の名称 特定漁港漁場整備事業計画の変更の案
- 2 縦覧の期間 平成23年3月25日から同年4月14日まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 3 縦覧の場所 沖縄県農林水産部漁港漁場課、沖縄県中部農林土木事務所及び沖縄市役所
- 4 意見書の提出方法及び期限 特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。意見書は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県農林水産部漁港漁場課に提出すること。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成23年 3 月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 財務会計システム2004の機器等の更改に伴うシステム構築等に係る業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県出納事務局会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成23年1月14日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目17番21号
- 5 契約金額 84,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第

372号) 第10条第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成23年3月25日

沖縄県立総合教育センター所長 喜 納 眞 正

- 1 調達する物品等の種類 電子計算機器の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成23年3月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電子計算機器類等（電子計算機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 電子計算機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
沖縄県立総合教育センター 〒904-2174 沖縄市字与儀587番地 電話番号098-933-7555
 - (3) 申請書等の受付期間 平成23年3月25日から同年4月1日まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 資格審査結果は、郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加の資格を付与された日から平成24年3月31日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する電子計算機器の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成23年 3月25日

沖縄県立総合教育センター所長 喜 納 眞 正

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 電子計算機器（以下「機器等」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 1式

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入の期限 平成23年 6月 1日（水曜日）

(4) 納入の場所 沖縄県立総合教育センター産業教育棟

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 平成23年 3月25日付け沖縄県公報定期第3938号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による電子計算機器の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者

(2) 機器等設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を平成23年 4月18日（月曜日）午前12時までに3(2)の場所へ提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことのできることを並びに当該機器等に障害が発生した場合において、本島内にあつては1日以内に、本島外にあつては2日以内に技術者を派遣して対応ができることを証明した者

(3) 納入しようとする機器等の機能等証明書を平成23年 4月18日（月曜日）午前12時までに3(2)の場所へ提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者

3 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 平成23年 3月29日（火曜日）から同年 4月12日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 沖縄県立総合教育センター 〒904-2174 沖縄市宇与儀587番地 電話番号098-933-7555

4 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成23年 5月 6日（金曜日）午前10時

(2) 場所 沖縄県立総合教育センター本館第二研修室

5 入札保証金 入札金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに沖縄県立総合教育センター総務班に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があつた入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成23年3月25日（金曜日）から同年4月1日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県立総合教育センター本館第二会議室

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立総合教育センター
- (2) 所在地 〒904-2174 沖縄市字与儀587番地

10 契約の手續において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成23年5月2日（月曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立総合教育センターに提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成23年3月29日（火曜日）午前10時
イ 場所 沖縄県立総合教育センター本館第二会議室
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED
Lease of computers for Education including sets of application software 1 set
- (2) DELIVERY DUE DATE
June 1, 2011
- (3) BIDDING EXPLANATION MEETING
10:00 a.m. March 29, 2011
- (4) DATE FOR BIDS
10:00 a.m. May 6, 2011
- (5) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural General Education Center Office
587 Yogi, Okinawa-City, Okinawa, Japan, 904-2174
Telephone 098-933-7555

訓**令**

沖縄県訓令第29号

知 事 部 局

法律顧問設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

法律顧問設置規程の一部を改正する訓令

法律顧問設置規程（平成5年沖縄県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 県行政に係る法律上の問題を適正に処理するため、総務部総務私学課に法律顧問を設置する。

第2条を削る。

第3条中「非常勤」の次に「の特別職」を加え、同条を第2条とする。

第4条を第3条とする。

第5条第3項中「人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「応ずる」を「これに応ずる」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とする。

第8条中「他に」を削り、同条を第7条とする。

第9条第1号中「第4条」を「第3条」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

附 則

この訓令は、平成23年3月25日から施行する。

沖縄県訓令第30号

総 務 部

税務事務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

税務事務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

税務事務嘱託員設置規程（平成9年沖縄県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第6条第3項中「受ける職員」の次に「の勤務時間」を加える。

附 則

この訓令は、平成23年3月25日から施行する。

沖縄県訓令第31号

総 務 部

北部職員住宅等管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

北部職員住宅等管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

北部職員住宅等管理嘱託員設置規程（平成10年沖縄県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「名護県税事務所」を「名護県税事務所長」に改める。

第4条第3項中「人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第6条第3項中「受ける職員」の次に「の勤務時間」を加える。

第8条（見出しを含む。）中「解職」を「解嘱」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年3月25日から施行する。

沖縄県訓令第32号

総 務 部

所有者不明土地管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

所有者不明土地管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

所有者不明土地管理嘱託員設置規程（昭和63年沖縄県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 所有者不明土地（以下「不明地」という。）を管理するため、総務部管財課に所有者不明土地管理嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条第3項中「人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改め、同条を第3条とする。

第5条を第4条とする。

第6条第2項後段を削り、同条に次の1項を加える。

3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第1項及び第2項を次のように改める。

嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

第8条第3項中「他に」を削り、同条に次の1項を加える。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第8条を第7条とする。

第9条中「各号の一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「怠つた」を「怠った」に改め、同条第3号及び第4号中「なつた」を「なった」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

この訓令は、平成23年3月25日から施行する。

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示23第1号

沖縄海区における浮魚礁（中層浮魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成23年3月25日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 桃 原 仁 一

第1 自主調整協議会の設置

1 沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、浮魚礁を敷設する海域の相互調整を図るために、次の表のとおり、関係地区ごとに浮魚礁自主調整協議会（以下「協議会」という。）を置く。

関係地区	協議会の名称
沖縄本島北西地区	第1ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島南西地区	第2ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島東地区	第3ブロック浮魚礁自主調整協議会
先島地区	第4ブロック浮魚礁自主調整協議会

大東諸島地区 第5ブロック浮魚礁自主調整協議会

2 各協議会の構成は、委員会が作成する浮魚礁自主調整協議会名簿（以下「名簿」という。）のとおりとする。

第2 協議会への加入

1 協議会は、沖縄県内の市町村又は次に掲げる要件（以下「加入資格」という。）のすべてを満たしている者でなければ加入することができない。

- (1) 法人格をもつ者であること。
- (2) 20以上の事業者又は個人により組織され、その構成員が明確であり、特定できる者であること。
- (3) その構成員の出資金額や口数等にかかわらず、法令や定款等の明文化された規定により民主的運営が確保されている者であること。
- (4) 事業を行うために必要な経済的基礎を欠く等の理由により、その事業の目的を達成することが著しく困難な者ではないこと。
- (5) 法令等を遵守する精神を著しく欠き、又は協議会の民主的な運営を妨げ、若しくはそのおそれがある者でないこと。

2 協議会に加入しようとする者は、加入資格確認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会から加入資格を満たしている旨の確認（以下「資格確認」という。）を受けなければならない。ただし、沖縄県内の市町村が協議会に加入しようとする場合においては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

- (1) 法人格をもつ者であることを証する書類
- (2) その構成員を明らかにする名簿
- (3) 組織の民主的運営が確保されていることを明らかにする書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が加入資格を確認するために必要と認める書類

3 委員会は、前項の確認をするときは、協議会等の意見を聞くことがある。

4 委員会は、資格確認をした場合は、速やかに、その旨を当該申請者に通知するとともに、当該申請者を名簿に登録するものとする。

5 委員会は、協議会に加入した者が、1の項第1号から第5号までに掲げる加入資格のいずれかを欠くことになったときは、資格確認を取り消すとともに、名簿から削除するものとする。

第3 敷設の承認等

1 浮魚礁は、名簿に登録された者が、浮魚礁敷設承認申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会の承認を受けた場合でなければ敷設することができない。ただし、共同漁業権を設定している区域において浮魚礁を敷設する場合であって、共同漁業権区域内浮魚礁敷設届（第3号様式）に当該漁業権者全員との協議が調ったことを証する書類を添付して委員会に提出した場合は、この限りでない。

- (1) 敷設位置に係る関係地区の協議会に加入しているすべての者（沖縄県を除く。）と協議が調ったことを証する協議書（第4号様式）
- (2) 敷設しようとする浮魚礁の位置を世界測地系による緯度及び経度によって記載した図面
- (3) 敷設しようとする浮魚礁の構造を示す書類

2 委員会は、前項の承認（以下「敷設承認という」）をしたときは、浮魚礁敷設承認証（第2号様式。以下「承認証」という。）を交付するものとする。

3 敷設承認を受けた者は、当該敷設承認を受けた後、敷設位置に係る関係地区の協議会に加入しているすべての者（沖縄県を除く。）と協議が調った位置（以下「協議位置」という。）から緯度又は経度が2分を超えた位置に浮魚礁を敷設しようとする場合は、浮魚礁敷設承認証返納届（第5号様式。以下「返納届」という。）に承認証を添付して委員会に提出し、新たに敷設承認を受けなければならない。この場合においては、構造図の添付を省略することができるものとする。

4 委員会は、敷設承認を受けた者が敷設承認の日から6月以内に浮魚礁を敷設していないときは、敷設承認を取り消すものとする。

5 前項の規定による処分を受けた場合、又は敷設承認を受けた後に浮魚礁を敷設する予定がなくなった場合は、返納届に当該浮魚礁に係る承認証を添付して委員会に提出する。

第4 承認の制限、条件等

- 1 敷設承認は、県が敷設するものを除き、200基を限度として行う。
- 2 委員会は、浮魚礁の敷設が船舶の航行安全又は漁業調整等に支障をきたすおそれがあると認めるときは、敷設承認をせず、又は敷設承認をするにあたっては制限若しくは条件を付することができる。

第5 浮魚礁の敷設

- 1 浮魚礁を敷設する者は、あらかじめ海上作業届（第6号様式）を当該浮魚礁を敷設しようとする海域を管轄する海上保安本部、海上保安部又は海上保安署へ提出しなければならない。
- 2 浮魚礁を敷設した者（以下「敷設者」という。）は、敷設後速やかに浮魚礁敷設完了届（第7号様式）を委員会に提出しなければならない。

第6 浮魚礁の管理

浮魚礁を敷設する者は、浮魚礁を容易に識別できるようにするため、浮魚礁の本体に敷設者の名称及び承認証に記載されている承認番号を明記するとともに、船舶航行の安全のため、浮魚礁（中層浮魚礁を除く。）に、昼間にあつては漁具の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を取り付け、浮魚礁を敷設した後はこれを適切に管理しなければならない。

第7 既設の浮魚礁の移動

敷設者は、既設の浮魚礁が協議位置から緯度又は経度が2分を超えて移動した場合は、返納届に当該浮魚礁に係る承認証を添付して委員会に提出し、新たに敷設承認を受けなければならない。ただし、この場合においては、構造図の添付を省略することができる。

第8 浮魚礁の流失

- 1 敷設者は、浮魚礁が流失したときは、速やかに浮魚礁流失届（第8号様式）を委員会及び当該浮魚礁を敷設した海域を管轄する海上保安本部、海上保安部又は海上保安署に提出しなければならない。
- 2 委員会は、敷設承認を受けた者が流失判明の日から6月以内に浮魚礁を敷設しないときは、敷設承認を取り消すものとする。
- 3 前項の規定による処分を受けた場合は、返納届に当該浮魚礁に係る承認証を添付して委員会に提出しなければならない。

第9 敷設の再承認

平成22年沖縄海区漁業調整委員会指示22第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁（第7に該当する場合を除く。）の敷設者は、平成23年4月30日までに浮魚礁敷設承認申請書を委員会に提出しなければならない。

第10 敷設承認期間の延長

平成22年沖縄海区漁業調整委員会指示22第1号の指示により承認を受けている浮魚礁の敷設承認期間を平成23年6月30日まで延長する。

第11 敷設に係る違反

- 1 委員会は、敷設承認を受けた者がこの指示に違反したときは、敷設承認を取り消すものとする。
- 2 前項の規定による処分を受けた場合は、返納届に当該浮魚礁に係る承認証を添付して委員会に提出しなければならない。
- 3 委員会は、第3の1の項及び3の項、第7並びに第9に違反して敷設されている浮魚礁については、これを利用する者に対しその利用制限を命じ、又は当該浮魚礁の敷設者に対し当該浮魚礁の速やかな撤去を命じることができる。

第12 浮魚礁の利用

- 1 浮魚礁を利用する者（以下「利用者」という。）は、敷設者との間で、利用に関する協定を締結し、又は協議を調えなければその操業をしてはならない。
- 2 敷設者は、利用者との間で、敷設の目的を達成することが困難となる利用に関する協定を締結し、又は協議を調えてはならない。
- 3 利用者は、その操業の際にいたずらに他の者の海面利用を妨げてはならない。
- 4 1の項に定める利用に関し、協定を締結し、又は協議を調えた際に、敷設者がこれを示す旗等を利用者に交付したときは、利用者は操業の際に当該旗等を掲示しなければならない。この場合には、敷設者は、承認旗等設定届（第9号様式）を委員会に提出しなければならない。

第13 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日までとする。

第 1号様式 (第 2関係)

加入資格確認申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
名称
(代表者氏名) 印

下記のとおり第 ブロック自主調整協議会へ加入したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示 第 号に基づき加入資格の確認を申請します。

記

- 1 法人の種類及び根拠法令：
- 2 構成人員の事業種類：
- 3 添 付 書 類：

添付書類

- 1 法人格をもつ団体であることを証する書類
- 2 事業者の構成人員を明らかにする名簿等
- 3 組織の民主的運営が確保されていることを明らかにする書類
- 4 添付書類の1から3までのほか、委員会が加入資格を確認するために必要と認める書類

第 2号様式 (第 3関係)

浮魚礁敷設承認申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
名称
(代表者氏名) 印

下記のとおり浮魚礁を敷設したいので沖縄海区漁業調整委員会指示 第 号に基づき申請します。

記

- 1 承認を受けようとする浮魚礁の敷設位置：
- 2 自主調整協議会で協議が調った位置：
- 3 浮 魚 礁 の 種 類：
- 4 浮 魚 礁 の 主 な 利 用 目 的：
- 5 浮 魚 礁 の 敷 設 期 間：

浮魚礁敷設承認証

敷設承認申請のあった上記の浮魚礁は、次のとおり承認する。

- 1 承認番号：沖調U第 号
- 2 承認期間： 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 制限又は条件：
年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 印

注 世界測地系による緯度及び経度を記載した位置図、浮魚礁の構造を示す書類を添付すること。

ただし、敷設の再承認の申請においては、位置図及び構造図の添付を省略できるものとする。

第3号様式（第3関係）

共同漁業権区域内浮魚礁敷設届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
名称
(代表者氏名) 印

下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。

記

1 敷 設 位 置：北緯 東経
(世界測地系)

2 共 同 漁 業 権：共同第 号

3 浮魚礁の種類：

4 敷 設 年 月 日： 年 月 日

第4号様式（第3関係）

浮魚礁敷設に関する協議書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

第 ブロック浮魚礁自主調整協議会
所在地
名称
(代表者氏名) 印

が、下記の位置に浮魚礁を敷設することについては、第 ブロック浮魚礁自主調整協議会において協議が調ったことに相違がないことを認めます。

記

番号	敷設位置（世界測地系）	種類	協議理由
	北緯 東経		
	北緯 東経		
	北緯 東経		
	北緯 東経		
	北緯 東経		

第5号様式（第3関係）

浮魚礁敷設承認証返納届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
名称
(代表者氏名) 印

下記のとおり浮魚礁の敷設承認証を返納します。

記

承認番号	理由

第6号様式 (第5関係)

海上作業届

年 月 日

殿

所在地
名称
(代表者氏名) 印

次のとおり海上作業を行いますので、届け出ます。

- 1 承認番号:
- 2 作業の種類:
- 3 作業の期間: 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 作業場所:
- 5 実施内容:
- 6 漁具標識の種類、方法:
- 7 安全対策:

第7号様式 (第5関係)

浮魚礁敷設完了届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
名称
(代表者氏名) 印

下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。

記

- 1 承認番号: 号
- 2 承認年月日: 年 月 日
- 3 敷設年月日: 年 月 日
- 4 敷設位置: 北緯 東経
(世界測地系)

第8号様式 (第8関係)

浮 魚 礁 流 失 届

年 月 日

殿

所在地
名称
(代表者氏名) 印

下記のとおり浮魚礁が流失したので、届け出ます。

記

1 承認番号： 号

2 承認年月日： 年 月 日

3 流失確認年月日： 年 月 日

4 敷設位置：北緯 東経
(世界測地系)

注 浮魚礁の構造を示す書類又は写真を添付すること。
第9号様式（第12関係）

承認旗等設定届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
名称
(代表者氏名) 印

記

1 承認番号： 号

2 承認年月日： 年 月 日

3 敷設年月日： 年 月 日

4 敷設位置：北緯 東経
(世界測地系)

5 承認旗等の様式：

注 承認旗等の様式を添付すること。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成23年沖縄県選挙管理委員会告示第2号は、廃止する。

平成23年3月25日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 阿波連 本伸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 21,594
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6

分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 246,616

3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選 挙 区 名	3分の1の数
名護市	15,220
うるま市	29,960
沖縄市	33,545
宜野湾市	23,376
浦添市	27,755
那覇市	82,319
豊見城市	14,409
南城市	10,574
糸満市	14,728
宮古島市(宮古郡を含む。)	14,608
石垣市(八重山郡を含む。)	13,824
国頭郡(島尻郡伊平屋村及び伊是名村を含む。)	18,418
中頭郡	37,695
島尻郡(伊平屋村及び伊是名村を除く。)	23,472

正 誤

平成22年 8月10日付け公報定期第3876号掲載の「都市計画の決定(沖縄県告示第404号)」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
2	上から13	5・5・1号大里城址公園	5・5・1号大里城趾公園

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円</p>
---	--